

## 海外の制度と比較して これからの補償金制度を考える

SARVH・東芝裁判では、アナログチューナー非搭載DVDレコーダーが私的録音補償金対象機器に当たるか否かが争点となっているが、同様の補償金制度を導入しているEU加盟各国では、DVDレコーダーは当然のこと、MP3プレイヤーやハードディスク内蔵録音機器をはじめ、携帯電話やパソコンのハードディスクも対象としている国が少なからず存在する。

また、定率制をとる日本と異なり、EU加盟各国のほと

んどが定額制をとっていることから、CPRAが分配されている私的録音補償金額は、フランスやスペインの実演家団体への分配金額に比べて10分の1程度になっている。

同じ私的録音録音補償金制度でありながら、日本ではなぜ権利者への補償が適切に、十分にされていないのか。

諸外国の補償金制度と比較しながら、日本の私的録音録音補償金制度のもつ問題と、将来への課題について、岸博幸慶應義塾大学大学院教授に語っていただいた。

### 対象機器の決定などに 透明性を

日本では、EU加盟国などでは当然入っているMP3プレイヤーなどが対象機器・記録媒体とされていません。

その要因の一つとして、対象機器・記録媒体を政令で指定するため、時間がかかるという批判もあります。例えば、ドイツでは、デジタル化の進展等に柔軟に対応するため、2008年より、対象機器、媒体や金額の決定方法を法定から関係者間の交渉に変更しました。しかし、ドイツでは権利者が裁判等を通じて対象機器等を拡大してきた歴史があります。ハードメーカーの方が権利者より力強い日本で同様の方式に変更しても、すぐに問題の解決につながると思えません。最大の問題は政令で指定する前に関係者間で調整を行うのですが、権利者団体を所管する文部科学省より製造業界を所管する経済産業省のほうが強いので、ハードメーカーの意向がより強く反映されてしまうこと。それに加えて、政治がこの重大性を考えず、適切にリードしてこなかったことも問題です。

ヨーロッパでは、権利者側もユニオンに近い組織でかなり力を持っています。日本の権利者もすぐにそうなれというのは無理なので、いかに公平に議論がされるようにするか、その仕組みを考える方が現実的ではないでしょうか。

政令で指定する際の透明性をもっと高くして、国民からも見えやすいところで決めるようにしないとイケないのではないか。議論の透明性を高め、ハードメーカーのわがままな言い分を世の中に出せば、少なくともメディアは「それはおかしい」と言ってくれるはず。

そういう手法も使い、政治の力も使えないからやらないと、オープンな戦いに

できないだろうと思います。

そのためには、CPRAもレコード協会やJASRACなどともっと団結し、テーブルの下の議論を表に出すよう、強い声を出していくべきだと思います。

### 議論すべきは著作権制度全般

EU加盟各国ではメーカーが支払義務者になっているのに、日本だけが妥協の産物

### 海外の主な私的録音録音補償金制度の概要

	ドイツ	フランス	オランダ
制度実施時期	1965年	1965年	1991年
私的録音録音補償金の対象	録音・録画/機器・記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル
対象機器・記録媒体の特定 及び補償金額の決定方法	製造業者・輸入業者団体と協会の代表者を委員とし、権利者・製造業者・輸入業者及び消費者の代表を委員として構成される委員会が決定。	権利者及び産業界の代表からなる組織が決定。	権利者及び産業界の代表からなる組織が決定。
主な対象機器	録音用記録媒体内蔵機器 (例:MP3プレイヤー) 録音用記録媒体内蔵機器 (例:HDD録音機器) 携帯電話	○	×
録音媒体	Audio-cdr/rw, MD, CD-R/RW, DVD-r/rw, Blu-Ray,メモリーカード等	Audio-cdr/rw, MD, Data-cdr/rw, DVD-r/rw,メモリーカード等	Audio-cdr/rw, MD, Data-cdr/rw, DVD-r/rw等
補償金額	定額方式	定額方式	定額方式
支払義務者	製造業者/輸入業者	製造業者/輸入業者	製造業者/輸入業者
徴収・分配組織	録音: SORECOPIE (私的複製センター)	録音: SORECOPIE (私的複製センター) 録音: COPIE FRANCE (私的複製センター)	Stichting de Thuiskopie (私的複製センター)
分配を受ける実演家団体	GVL	フィーター・アーティスト: ADAM ノンフィーター・アーティスト: SPEDIDAM	音楽実演: SENA 映像実演: Norma
権利者団体間の配分率	録音	音楽著作権団体: 42% 文芸著作権団体: 16% 著作権者団体: 42%	著作権団体: 50% 実演家団体: 25% レコード製作者団体: 25%
	録画	音楽著作権団体: 21% 文芸著作権団体: 8% 著作権者団体: 21% 映像関係5団体: 50%	DVDに係る補償金を、オーディオ・スキーム: 82% ビデオ・スキーム: 10% インタラクティブ・スキーム: 8% に基づき分配

1 ただし、MP3と併用のもののみ補償金の対象となる。

2 40%を著作権団体、30%を実演家団体、30%をレコード製作者団体に分配。

3 33.75%を著作権団体、25.50%を実演家団体、40.75%を放送事業者団体に分配。

で、利用者になっている。私的複製できる録音録音機器・媒体を作った利益を得ているのは製造業者ですから、メリットを受けている製造業者が払うべきだというのが、ヨーロッパなどで考え方のようです。

ユーザーが支払義務者になるのなら、ユーザーの利用実態を完全に補償することが前提にあるべきです。デジタル化・ネットワーク化が進んだ現在ではそれが可能なわけですから、法的担保も含めてそこまでやらないとおかしい。

しかし、現実的には利用者のプライバシーを侵害することにつながるため、むずかしい。

また、たとえコピーを禁止するDRMを全てのコンテンツに付したとしても、DRMは必ず破られるし、破られるものを前提にして「コピーはできないから補償金制度はいらない」というのはフィクションにしかすぎません。そうすると、やはり製

造業者が支払うのが筋だと思います。そういう点でも、メーカーがわがままを言い過ぎていてという気がします。

近い将来には、クラウド化とブロードバンドの普及で、コンテンツをダウンロードしないでストリーミングで楽しむのがあたりまえになってしまふ。そうなったときに補償金制度をどうするかは、ヨーロッパなどでもまだこれから議論される話だと思います。私はこうした問題を、補償金制度だけの議論にするべきではないと考えています。

複製が介在しない、コンテンツの享受形態がこれから出てくる。そうなるも、著作権制度は複製を前提にしているの、前提そのものが崩れるわけです。そういうなかで、クリエイター、権利者が、作品を作った対価をどうやって正当に受けられるようにするか。それを制度として考えるようにしないとだめなのです。

いまのようにビジネスが変化しているな

かで、著作権ビジネスで生活しているクリエイターがどうしたら報われるか。クラウド化によりストリーミングが主流となったときには、もしかしらば補償金制度は今より大事な役割を果たすのではないかと思います。

補償金制度をもっと強化し、対象となる利用形態を広くて権利者に支払われる金額を増やしていくということになるかもしれませんが、あるいは、補償金制度ではなく、新しい権利をつくって、ストリーミングだけになった場合でも対価が支払われるようにする方法もあるかもしれません。いろいろな解があり得ると思います。残念ながら、とくに日本ではそういう議論が全く放棄されている。

政府が良い解決策を提示できていない現状では、権利者が、「著作権制度全般を今後こうすべきだ」と提言するぐらいのことをしていったほうがよいと思います。

	オーストリア	スペイン	アメリカ	日本
制度実施時期	1980年	1987年	1992年	1992年
私的録音録音補償金の対象	録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/機器・記録媒体 アナログ・デジタル	録音/機器・記録媒体 デジタル	録音・録画/機器・記録媒体 デジタル
対象機器・記録媒体の特定 及び補償金額の決定方法	連邦商工会議所と協会の代表者からなる組織が決定。合意できない場合は、特別評議手による。	アナログ: 著作権法に規定。 デジタル: 省令による決定。	著作権法に規定。	対象機器・記録媒体の特定: 政府による指定。補償金額の決定: 徴収・分配組織が決定した額を文化庁長官が認可。
主な対象機器	○	○	×	×
録音媒体	○	○	×	×
録画媒体	×	○ <sup>1)</sup>	×	×
補償金額	定額方式	定額方式	定額方式	定額方式
支払義務者	製造業者/輸入業者	製造業者/輸入業者	製造業者/輸入業者	購入者
徴収・分配組織	Austro-Mechana (音楽録音管理協会)	SGAE (著作権者協会)	USCO (著作権者)	録音: SARVH
分配を受ける実演家団体	音楽実演: LSG 映像実演: VDFS	音楽実演: AIE 映像実演: ASUGE	フィーター・アーティスト: AARC ノンフィーター・アーティスト: AFM, AFTRA	芸団協
権利者団体間の配分率	録音	著作権団体: 50% 音楽実演家団体: 25% レコード製作者団体: 25%	補償金のうち、2/3が録音者基金、1/3が音楽著作権者基金に振り分けられる (録音者基金を以下の通り分配) 4%: フィーター・アーティスト・アーティスト、残りの40%: フィーター・アーティスト、残りの60%: レコード製作者 [音楽著作権基金を以下の通り分配] 50%: 著作権者、50%: 音楽出版者	著作権団体: 36% 音楽実演家団体: 32% レコード製作者団体: 32%
	録画	音楽著作権団体: 16.85%、文芸著作権団体: 11.65%、レコード製作者、音楽実演家団体: 6.25%、映画製作者団体: 25.80%、写真・造形美術の著作権団体: 1.75%、フィルム・ビデオ・オーディオ・スキーム: 25.50% 音楽著作権団体: 16.5%	音楽著作権団体: 6.67% 映画実演家団体: 25.87% 映画製作者団体: 0.42% 写真・造形美術の著作権団体: 33.33% 著作権団体: 32.91%	音楽著作権団体: 16% 文芸著作権3団体: 16% 映画製作者団体: 36% 音楽実演家団体: 29% レコード製作者団体: 3%

<sup>1)</sup> International Survey on Private Copying Law/Practices 21th revision, 2010 (Stichting de Thuiskopie, 2010).  
[私的録音・録画と著作権者に付する海外調査報告書] (SARVH, sarvh, 平成18年10月/11月) (SARVH, 平成18年12月) 等に基づく。CPRA事務局 岸博幸子作成

4 10%を著作権団体、10%を実演家団体、45%を著作権者団体、

35%をオーディオ/ビデオ・スキーム (うち75%をオーディオ・

スキーム、25%をビデオ・スキーム) に基づき分配。